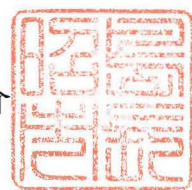


市道路線の供用開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、市道路線の供用を次のように開始する。

令和 8 年 7 月 7 日

昭島市長 白井伸介



記

- 1 道路の種類 市 道
- 2 路 線 名 市道昭島34号、市道西486号
- 3 敷地の幅員及びその延長 市道路線供用開始位置図のとおり
- 4 区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
場 所 都市整備部管理課
期 間 令和 8年 7月 7日から令和 8年 7月21日まで

市道路線供用開始位置図

<市道昭島34号>

供用開始前の表示		供用開始後の表示		供用開始する区間の表示	
起点	松原町一丁目3636番	起点	松原町一丁目3636番	起点	緑町二丁目3204番
終点	拝島町一丁目2084番	終点	拝島町一丁目2084番	終点	緑町二丁目3269番
延長	1628.68メートル	延長	1628.68メートル	延長	31.08メートル
幅員	4.00～9.00メートル	幅員	4.00～9.00メートル	幅員	6.00メートル

<市道西486号>

供用開始前の表示		供用開始後の表示		供用開始する区間の表示	
起点	緑町二丁目3266番	起点	緑町二丁目3266番	起点	緑町二丁目3262番
終点	緑町二丁目3269番	終点	緑町二丁目3269番	終点	緑町二丁目3269番
延長	107.97メートル	延長	107.97メートル	延長	41.17メートル
幅員	4.00メートル	幅員	4.00～6.50メートル	幅員	5.25～6.50メートル

